

屋外スポーツ施設を利用した大会運営の指針

新型コロナウイルスの蔓延防止策の徹底と熱中症防止について

新型コロナウイルス感染防止の対策は、三密防止に併せて、適時手洗い及び手指消毒を行います。また、多人数が触れる用具、設備、施設は消毒により感染を防止します。熱中症防止のため水や飲料を各自持たせるように徹底ください。

1. 本対策における参加者とは
 - 1) チーム関係者：選手、監督、コーチ、保護者
 - 2) 運営関係者：運営役員、審判員
 - 3) 報道関係者；事前にご連絡ください
2. 健康状態管理（次の症状があった場合は自宅に留まる）
 - 1) 体温測定：自宅出発前に検温し、37.5℃以上の場合
 - 2) 体調異常：のどの痛み、せき、たんなどの風邪の症状がある場合
 - 3) 現場検温：赤外線体温計等を球場責任者が持参し、参加者に対して適時使用する
3. 周囲状況管理（次の状況にある場合は自宅に留まる）
 - 1) 感染者、感染が疑われる人が同居家族にいる場合
 - 2) 通学（通勤）している学校（職場）で感染者、感染が疑われる人が出た場合
4. 参加者への事前通知と参加当日の報告義務
 - 1) 全参加者はマスクを着用し「健康状態管理」「周囲状況管理」を遵守
 - 2) チーム関係者、チーム代表（副代表）が自チームに聴取して団体責任者に報告する
 - 3) 運営関係者：運営役員、審判員は団体責任者に報告する
 - 4) 報道関係者：事務局が事前に通知し報道関係者本人から団体責任者に報告する
 - 5) 健康状態管理、周囲状況管理ができない参加者は、入場できない
5. 競技場内での注意事項
 - 1) 参加者は自分専用の飲み物を持参、チーム共用ジャグもしくはキーパーのベンチへの持ち込みは禁止する
 - 2) 試合中は声をたてて応援しない。選手間、指導者と選手間のハイタッチは禁止する
 - 3) 競技場内で選手・指導者はその間合いをなるべく広く空けること。
例. 野球の場合、選手が多い時はグラウンド内に防球ネットを配置してそのベンチ側に選手を配すること

- 4) 当該種目競技の用具を共用する場合、用具（例 野球の場合バット、ヘルメット等）が共用の場合は、控え選手が使用ごとに消毒すること
 - 5) ベンチ内は、マスク着用を原則とするが、熱中症の危険がある場合は十分な間合いがあることを条件に外すことを認める場合がある。グラウンドに出る場合は、マスクを外して良い。
6. スタンドでの応援時の注意事項
- 1) 応援者は、その間合いを2m以上空けること
 - 2) 大声を上げて応援してはならない
 - 3) 試合が終わったらベンチ等使った設備を消毒すること
7. 利用後、施設の消毒作業
- 1) 施設を利用後、清掃するチームを決めて、利用した施設のドアノブ、ベンチ、テーブル、入口近辺の錠前等を消毒する
 - 2) その他、参加者が触れたような箇所を重点的に消毒すること
 - 3) 消毒用具は参加チームで準備し、消毒に使用したペーパータオル等は持ち帰ること。

競技場附属施設、用具の利用について

1 第1野球場本部棟

・放送室の利用について

SBO担当者と放送担当者の各1名の利用とする

使用后、使用したマイク、PC機器の消毒を行う

本部棟については、机、椅子の消毒を行い、使用したスリッパは、一足ずつ消毒を行う

・換気を行い、風通しを良くすることを原則とする。ただし、熱中症予防でエアコンを使用する場合、屋内空気の入れ替えに十分注意をすること。

バックネット裏スタンド席は、利用禁止とする

2 第2野球場本部棟

・本部席の机、椅子もしくは触れた場所の消毒を行う。スリッパ、ドアノブの消毒も行う。窓を開け、風通しを良くして利用すること。第1野球場と同様に熱中症対策として利用することを認める。使用後のトンボ、レイキなど触れたと思われる器具については使用後に消毒を行う

・その他各施設にある器具で接触をしたものがあるものについては、消毒を行う。

3 ソフトボール場観覧席

・観覧席については間を空け着座し、密にならないようにすること。利用後は消毒を行う。

4 多目的広場

利用した用具（例 コーナーフラッグ、サッカーゴール等については利用後消毒を行う。ベンチについても利用後に消毒を行い、間を空けて着座すること。

5 共通 各競技場に付属する倉庫についても同様に入口付近の接触が多い部分、倉庫内で人の手が触れやすい部分などの消毒も行う。

遵守事項

- ・マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、マスクを着用すること）
- ・こまめな手洗い、アルコールなどによる手指消毒を実施すること
- ・他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ・利用中に大きな声で会話や応援をしないこと
- ・室内換気を保ち、3密の軽減に努めること
- ・施設利用後は、消毒液を利用し、使用した器具や利用範囲内の消毒を行うこと
- ・飲み残しの飲料を含め、ごみはすべて持ち帰ること
- ・感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者に従うこと
- ・施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに綾瀬スポーツ施設管理事務所（0467-76-9292）に連絡すること

Q&A

Q1 施設に早朝から準備のため関係者が入場したい。

A1 基本は認めません。ただし綾瀬市の認める団体が大会を行うために利用する場合であって事前に指定管理者に申し出のあった場合のみ以下の条件のもと認めます。

健康状態をチェックする担当者を決め（複数でも可）早朝集合時

（早朝とは事務室が開く AM8:30 分より前に入場する場合があります）
担当者は入場前に関係者の健康チェックを行う。チェック結果は健康状態申告書に記載する。またこの際に担当者の名前に○を付し、連絡が取れるようにする。

使用する他の選手、関係者とともに8時30分以降9時までに受付窓口提出する。

Q2 事前作成した名簿を健康状態申告書に利用したい。

A2 可能ですが、綾瀬市指定の様式にある項目を満たしていることが条件です。この場合当日欠席する、参加しないメンバーの記載がある場合はその欄を横棒で消してください。

Q3 一日に複数チームの対戦がある。健康状態申告書は試合後まとめて出したい。

A3 健康状態申告書は事前提出が利用の条件です。第2試合、第3試合と対戦相手が異なる場合は参加者全員を同じ時刻に集合させるのではなく分散させ密集させないように留意ください。この場合競技場外に集合する場合も同様です。公園利用者が不安を覚えるような密集が発生しないよう担当者の方はご注意ください。

第2試合以降のメンバーがそろった段階で健康状態申告書をまとめ入場前に受付窓口へ提出ください。

Q4 観客や父兄を入場させたい。

A4 原則無観客をお願いしています。やむなく入場を許可する場合は健康状態申告書に記載し、関係者同様の対応をお願いいたします。またこの場合も人数は極力減らすようお願いいたします

ここでいう入場は各施設のフェンス内側となりますが、フェンス越しに父兄が応援するような又密にならないよう注意掛けをお願いいたします。

Q5 熱中症対策で東屋の利用やテントを張りたい。

A5 東屋のご利用はできますが、荷物を置いたり、密集することはないようお願いいたします。他の公園利用者の妨げにならないようご注意ください。テントは決められた場所以外は設置しないでください。またテントの中に常駐される方については参加者と同様健康状態申告書の提出をお願いいたします。

ソフトボール場の観覧席についてもフェンス外ですが参加者同様の扱いをお願いいたします。

以上